

令和5年度 第1回中央区協議会
(中地域分科会)
会議資料

【協議事項】

- ア 区協議会(地域分科会)に関する要綱について【区振興課】
- イ 会長及び副会長の選任、代表会委員の選任について【区振興課】

令和6年1月24日開催

中央区協議会
(中地域分科会)

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	区協議会（中地域分科会）に関する要綱について
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	—
対象の区協議会	中央区協議会（中地域分科会）
内 容	<p>浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則（平成18年浜松市規則第77号）第8条の規定に基づき、中央区協議会（中地域分科会）の会議の運営及び公開について、必要な事項を定めるもの。</p> <p>【参考】</p> <p>◆浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則（抜粋） （地域分科会の会議の運営）</p> <p>第7条 地域分科会の会議（以下この条において「会議」という。）は、随時開催するものとする。</p> <p>2 会議は、公開とする。ただし、議長又は地域分科会委員の3人以上の発議により、出席する地域分科会委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。</p> <p>3 議長は、会議録を調製し、会議において定めた2人以上の地域分科会委員が署名しなければならない。</p> <p>以下略 （委任）</p> <p>第8条 前条に定めるもののほか、<u>地域分科会の運営に関し必要な事項は、地域分科会が定める。</u></p>
備 考 （答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など）	—
担当課	中央区区振興課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

区協議会（中地域分科会）に関する要綱について

中央区・区振興課

1 中地域分科会の運営について

- ・ 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
（浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第 27 条関係）
- ・ 開催日程は、年 12 回程度。
（区協議会運営マニュアル第 4 章関係）
- ・ 会長は、会議を招集しようとするときは、議事、日時及び会場を各委員に通知。
（開催の 1 週間前を目安に郵送→会議当日持参）
（中央区協議会（中地域分科会）会議運営要綱第 5 条関係）
- ・ 会議は、原則公開。
（浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則第 7 条関係）
- ・ 会議は、一般の方の傍聴が可能。
（中央区協議会（中地域分科会）の会議の公開等に関する要綱第 3 条関係）
- ・ 発言者、発言内容を載せた会議録を市公式ホームページに掲載。
（中央区協議会（中地域分科会）の会議の公開等に関する要綱第 15 条関係）
- ・ 会議録は、2 人以上の委員が署名。
（浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則第 7 条関係）

2 会長及び副会長の選任について

- ・ 会長及び副会長 1 人を置く。
（浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第 24 条関係）
- ・ 会長及び副会長の互選の方法は、地域分科会で協議して定める。
（中央区協議会（中地域分科会）会議運営要綱第 2 条関係）

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	会長及び副会長の選任について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	—
対象の区協議会	中央区協議会（中地域分科会）
内 容	<p>浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第24条第1項及び第25条第1項の規定に基づき、中地域分科会の会長及び副会長を選任するもの。</p> <p>◆浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（抜粋） （地域分科会の会長及び副会長） 第24条 地域分科会に会長及び副会長1人を置く。 2 地域分科会の会長及び副会長の任期は、区協議会委員の任期による。 3 会長は、地域分科会の事務を掌理し、地域分科会を代表する。 4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 （地域分科会の会長及び副会長の選任及び解任） 第25条 <u>会長及び副会長は、地域分科会委員の互選により定める。</u> 以下略</p> <p>◆中央区協議会（中地域分科会）会議運営要綱（抜粋） （会長及び副会長の互選の方法） 第2条 <u>会長及び副会長の互選の方法は、地域分科会で協議して定める。</u></p>
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	—
担当課	中央区区振興課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

(1) 協議事項

イ 会長及び副会長の選任について

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（平成18年浜松市条例第78号）第24条第1項及び第25条第1項の規定に基づき、中地域分科会の会長及び副会長を選任する。

役職	氏名
会長	
副会長	

【参考】

◆浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（抜粋）

（地域分科会の会長及び副会長）

第24条 地域分科会に会長及び副会長1人を置く。

2 地域分科会の会長（以下この章において「会長」という。）及び副会長（以下この章において「副会長」という。）の任期は、区協議会委員の任期による。

3 会長は、地域分科会の事務を掌理し、地域分科会を代表する。

4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（地域分科会の会長及び副会長の選任及び解任）

第25条 会長及び副会長は、地域分科会委員の互選により定める。

以下略

◆中央区協議会（中地域分科会）会議運営要綱（抜粋）

（会長及び副会長の互選の方法）

第2条 会長及び副会長の互選の方法は、地域分科会で協議して定める。

地区コミュニティ協議会の認定について

中央区・区振興課

1 内容

- ・ 行政区再編に伴い、新たに制度を設けた「地区コミュニティ協議会」について、下記団体を認定したため、報告するもの。
- ・ 市の認定を受けると、区協議会に委員を選出（R8.4 改選時）することができ、市の附属機関である「区協議会」に対し、地域振興及び地域課題の解決に関する提案、要望、意見を述べることができる。

2 認定団体

区分	項目
1 認定団体	富塚地区コミュニティ協議会
2 構成団体	・ 富塚地区自治会連合会 ・ 富塚地区コミュニティ協議会が認める有識者
3 認定年月日	令和6年1月4日
4 活動地区	富塚地区
5 活動拠点	富塚協働センター



とみつか

令和6年1月20日発行 No.1

協働センターだより

TEL472-7682

市委託
中央区中第6号
回覧



祝 全国第2位 優良公民館「優秀館」 記念セレモニー

日時：2月10日（土）午後2時30分～

会場：富塚協働センター ロータリー

浜松市中央区富塚町 1740 番地の 1

入場無料

地域住民の皆様、お祝いに来てください！

式典

山之神社甘酒のふるまい お祝いの餅投げ



<そのほか>

- 雨天の場合、体育館にて開催します。
- 人数超過となった際、入場制限する場合があります。
- 餅投げは、式典終了後に開始します。

<入退場の仕方>

- 出入口は、BOOK OFF 横入口 1ヶ所のみです。
- ※体育館横と児童室横の通路は閉鎖しております。通り抜け等一切できません。

<駐車場>裏面のとおりです。なるべく徒歩でお越しください。

<駐輪場専用（自転車・バイク置き場）>富塚中学校東駐車場

※当日の風景は、浜松市ホームページ・各メディア等に掲載する場合があります。

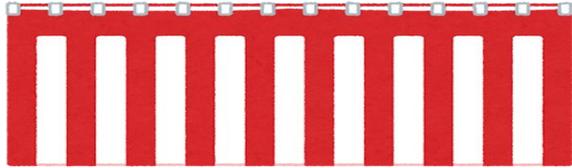
※当日のプログラムは、変更する場合があります。

<主催>富塚協働センターイベント事業実行委員会

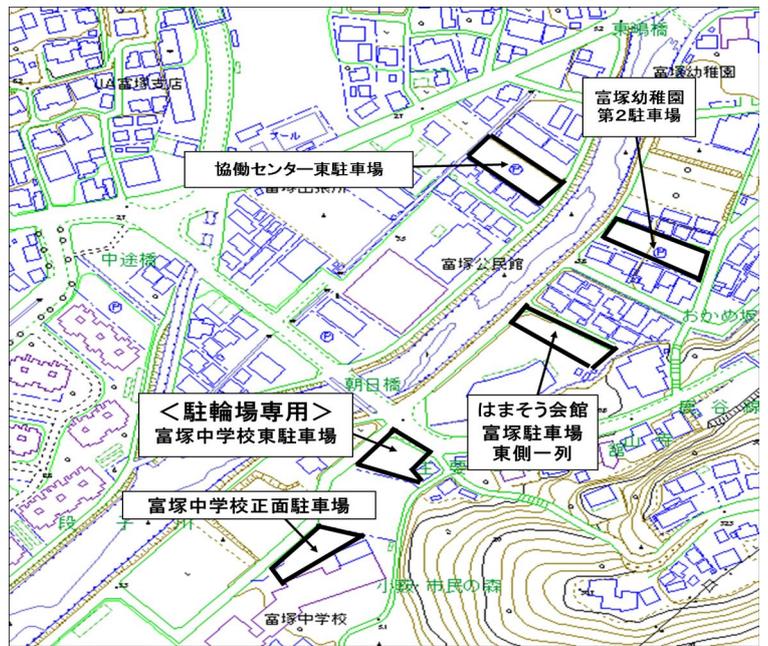
☺ 裏面もごらんください ☺



お祝いメッセージを
下記QRからお願いします！
みなさまからのお祝いのコトバ
お待ちしております！



< 駐車場のご案内 >



< 受賞に至る主な取組みのご紹介 >

- ・あおぞら協働センター
佐鳴湖公園で、大きな白いパラソルのもと、アーティストによるクリエイティブなワークショップを定期的で開催した。



- ・佐鳴湖ごみゼロ運動
佐鳴湖のごみポイ捨てゼロを目指し、ボランティアと連携し、各種事業を展開する。館内での常設展示を行い、ごみゼロを目指す「ごみゼロフェスタ」などを開催した。



- ・若者ボランティア「コミュニティ・アシスタント」
登録ボランティア制度で高校生を中心に活動中。事業の手伝いだけでなく、「アオハル音楽祭」、「富ックオアトリート!」、自習室「スタトミ」などを企画し開催した。



令和6年能登半島地震に係る職員の派遣について（報告）

1 職員派遣状況（1月22日時点）

	派遣先	期間	人数(延べ)
総括支援要員 ※1	石川県珠洲市	1/2～	20
物資管理業務支援要員 ※1	珠洲市	1/4～	50
避難所運営支援要員 ※1	珠洲市	1/11～	16
健康支援要員 ※1	珠洲市	1/6～	15
建物被害認定調査要員 ※1	珠洲市	1/12～	20
応急給水活動要員 ※2	石川県かほく市、志賀町、 内灘町、七尾市	1/2～	26
水道復旧活動要員 ※2	珠洲市	1/12～	6
下水道復旧活動要員 ※3	かほく市、珠洲市	1/8～	23
		計	176

※1 指定都市市長会行動計画に基づく支援

※2 日本水道協会中部地方支部災害時相互応援

※3 下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルールに基づく支援

2 活動内容

- ・総括支援

珠洲市災害対策本部総括班機能の強化に向けた支援

- ・物資管理業務支援

物資集積所における、避難所への円滑な物資運搬のための管理・運営

- ・避難所運営支援

避難所の運営・管理の支援

- ・健康支援

被災者の健康相談、避難所の衛生管理

- ・建物被害認定調査

り災証明書等発行のための建物被害の認定調査

- ・応急給水活動

給水所における拠点給水、公共施設受水槽への給水等

- ・水道復旧活動

水道の被害状況調査、復旧計画立案

- ・下水道復旧活動

下水道の被害状況調査

緊急消防援助隊の派遣について（報告）

令和6年1月19日（金）8時30分現在の緊急消防援助隊の派遣状況等について報告します。

1 浜松市消防局の派遣状況

- (1) 陸上部隊：（消火3隊、救助1隊、救急2隊、後方支援2隊）
・【第1次】～【第6次】 1/1（月）～21（日） 延べ48隊 195人
- (2) 航空隊：1隊6人（操縦士2人、整備士2人、隊員2人） ヘリベース：小松空港
・【第1次】～【第3次】 1/5（月）～19（日） 延べ18人

2 活動状況

- (1) 陸上部隊 ⇒ 石川県珠洲市

派遣隊	活動概要	救助人数 (人)	救急
			出動(件)/搬送(人)
1次隊	珠洲市榛原地区の搜索救助活動	0	1/1
2次隊	宝立町鵜飼地区（津波エリア）搜索救助	4	4/3
3次隊	珠洲市三崎町地区の搜索救助	0	5/5
4次隊	珠洲市大谷町地区の搜索救助	0	1/1
5次隊	珠洲市大谷町地区の搜索救助	0	6/8
5次隊	珠洲市仁江町の搜索活動	0	1/1
現在までの合計		4	18/19

※救急部隊は、珠洲市消防署管内の救急事案に対応しています。

- (2) 航空部隊 小松空港

派遣隊	活動概要	搬送人員
1次隊	1/5（金）輪島市門前町から1件の搬送要請	0
2次隊	1/11（木）輪島市内 物資搬送1件	2
	1/11（木）鳳珠郡穴水町 救急出動1件	
	1/14（日）輪島市内 救助出動1件	
3次隊	1/17（水）、18（木）活動なし	10
	1/19（金）輪島市門前町へ他都市消防職員10人投入	

3 緊急消防援助隊の派遣状況（令和6年1月11日現在）

- ・全国：20都府県 633隊（ヘリ21機含む） 2,333人
- ・静岡県：16本部 68隊 239人

別添資料

令和6年能登半島地震 緊急消防援助隊静岡県陸上部隊 活動状況 (令和6年1月2日～14日)

